

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>・佐伯市は地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ⑤国民健康保険税の賦課及び減免等に関する事務 ②国民健康保険資格確認書等に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務 ⑥被保険者情報及び高額該当引継情報の国保情報システムとの連携に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務 <p>・番号法の別表を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険市町村事務処理標準システム ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバ(統合宛名管理) ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険賦課情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70、71の項 (オンライン資格確認等に関する業務) ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 佐伯市総務部総務課
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 佐伯市福祉保健部保険年金課
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3199

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 評価実施期間における担当部署	保険年金課長 曽宮 郁夫	保険年金課長 菅 一郎	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・中間サーバー	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人數及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月9日	平成29年5月23日	事後	
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 菅 一郎	保険年金課長	事後	評価書の様式変更によるもの
平成30年12月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二第42、43、44、45、46項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、119の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成29年5月23日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月23日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、119の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項	事後	
令和2年5月31日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条及び別表第一第30項	・番号法第9条及び別表第一 16、30の項	事後	
令和2年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		オンライン資格確認の準備事務を追加	事前	
令和2年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		・医療保険者等向け中間サーバー等を追加	事前	
令和2年9月17日	3. 個人番号の利用		・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を追加	事前	
令和2年9月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		オンライン資格確認の準備業務を追加	事前	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>佐伯市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合などの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p> <p>被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行なう。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付（有効期限は1年間で、年1回切替） ③賦課に向けて、所得や資産を確認／整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徵収（年金からの天引）などの方法により徴収 ⑥申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入を行うとされたことと、当該しきみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を</p>	<p>・佐伯市は地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ⑤国民健康保険税の賦課及び減免等に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務 ⑥被保険者情報及び高額該当引継情報の国保情報システムとの連携に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務 ・番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。 	事後	
令和4年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の第1項及び第2項 	<p>（情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項 （オンライン資格確認等に関する業務） ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の第1項及び第2項 	事後	
令和4年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険市町村事務処理標準システム ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事後	国民健康保険市町村事務処理標準システム導入に伴う修正
令和4年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 	事前	
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>②国民健康保険被保険者証等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。 	<p>②国民健康保険資格確認書等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の別表を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。 	事後	マイナンバー法の一部改正番号法の一部改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条及び別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条 	事後	番号法の一部改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項 	<p>（情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70、71の項 	事後	番号法の一部改正による
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人为的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	[十分である]	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人为的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠)	新設	マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月27日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	[十分である]	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新設	佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)